

事務連絡  
令和3年1月13日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言の対象地域の追加に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言を受け、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用等についての取扱い等をお示ししたところです。

令和3年1月13日に発出された緊急事態宣言により追加された地域についても、同事務連絡等でお示ししている対応が取られるよう御配慮いただくとともに、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、引き続き、市町村、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をお願いいたします。